

長野県総合計画審議会 土地利用・事業認定部会（議事録）

- 開催日時 平成29年7月27日（木）午後1時30分から2時30分
- 開催場所 県庁3階 特別会議室
- 出席委員（五十音順）小口利幸委員 春日十三男委員 中寫実香委員 野原莞爾委員

1 開 会

企画振興部地域振興課 石坂課長補佐兼土地対策係長から委員の出席状況報告、長野県総合計画審議会条例に基づき会議が成立している旨を説明

2 あいさつ

企画振興部地域振興課 藤森課長からあいさつ

3 会議事項

春日部会長からあいさつ

小口委員を部会長職務代理者に選任

（1）長野県土地利用基本計画（計画書）の変更に係る素案について

企画振興部地域振興課土地対策係 飯島担当係長説明 （資料1～4）

（春日部会長）

ただいま事務局の方から説明がございましたけれども、長野県土地利用基本計画（計画書）の変更に係る変更の3につきまして、これをもとに計画を固めていきたいということでもありますので、ここでご意見を出していただいて見直しをしたいと思いますのでご発言をいただきたいと思いますが、どうでしょうか、ご意見、質問があれば。

私が言うてはいけないかもしれないんですけども、この基本方針の「安全・安心の実現」という部分のところ、福岡県のゲリラ豪雨があって、山の森林等が崩れてきて、あれだけの被害を出しているところもあるわけでありまして、私どもの長野県を見れば、当然、一番危険なところがいっぱいあるし、急激な豪雨に対する何か考え方を少しここで入れておいた方がいいのではないかなど。森林のこともあるし、農地のこともあるし、また市街化区域にも相当影響があるということも起こる可能性があるという、そこら辺のところは何か、こう考え方を入れるというか、そんなものはないでしょうか。急に言って申し訳ないんですが。

（地域振興課 石坂補佐）

資料3の計画書素案をご覧ください。部会長さんがおっしゃられた「安全・安心の実現」については、我々としても配慮すべきところというふうに考えております。

まず現状の把握として、3ページ一番上のウというところですが、「相次ぐ自然災害の発生」というような形で、東日本大震災とか長野県北部の地震、御嶽の噴火等々のとこ

ろで、安全・安心に対する県民意識が高まっているという現状把握をさせていただいております。

これを受けまして、例えば5ページの7行目になりますが、ウで「安全・安心を実現する県土利用」の中で、公共事業というハード面、それから避難の関係のようなソフト面、それを適切に組み合わせた防災・減災を実施するというようなことですか、以前に岩手県岩泉町で、高齢者施設等々が浸水被害に遭って多くの方が亡くられるというようなこともございます。そういったところで、高齢者施設等への配慮というようなところについて、一定の施策をさせていただいているというところでございます。

(春日部会長)

私なんか普段見ていると非常に、こういう気象状況の変化によって集中して豪雨になるというところで、予想を超える事態が起きているということだと思えますね。温暖化の影響だとかいろいろ言われていますけれども、やっぱりそこら辺のところはもう少しきちんと入れておかないといけないのではないかと。この長野県は、特にそういう点でいけば、森林は非常に、その山のとっぺんまでカラマツなんかを昔の先人たちがしっかり植えてくれているわけなんです。その下というのはやっぱり雑木が生えるわけではありませんで、非常に地すべり等、保水力という点では無いというふうにいわれていて、あの朝倉地区でしたか、あの福岡のところを見ても、やっぱりスギとかヒノキとかというものがやっぱり抜けて被害が出ているということなので、そういう点でいきますと非常に、山林の整備をやっぱりしなければいけないんじゃないかなと。それで、やっぱり山を管理する人がいなくなっちゃっているというのが一番の原因だと思います。

山師とか切り出す人がいないので、みんな商売にならないということではなかなか山に手が入っていない状況なので、そこら辺の対策をどうするか考えておかないといけないんじゃないかなというふうに感じましたね。ちょっとそこら辺を検討してみてください。

ほかに何か委員の皆さんで思っていることがあれば、いずれにしてもここはある程度、抜本的なその需要のところの調整をする大事な部署になりますので、ここで待ったをかけると待たなくなってしまってもございますので、ぜひいろいろな意見をいただきたいと思っております。どうぞ。

(中畷委員)

「特に調整を要する地域での留意事項」の最後の「再生可能エネルギー関連施設への設置への対応」ということで、この項で再生可能エネルギーは推進していくという立場から、その施設をつくる場合に当たって、その環境とかその地域住民とかと調整しながらやっていくというような趣旨で特に挙げているということなんですか。

(春日部会長)

はい、どうぞ。

(地域振興課 石坂補佐)

お話がございましたとおり、その再生可能エネルギーというのは推進していかなければいけないという面もございますけれども、県内を見ておりますと、施設の立地に当たって、事業者と地域住民の方とのトラブルというのもまま見られるところでございます。

具体的な内容については、資料3の15ページのところで記載をしてございますけれども、トラブル防止というような観点もございますので、その施設の設置に関して、法令順守ですとか、地域住民に対する十分な説明、それから景観とか自然環境に配慮した事業の重要性の周知等々、こういったところを想定してございます。

県でもアセス条例で、太陽光発電施設の一定規模以上のものを対象にしたりとか、市町村に対するガイドライン等をつくっているようなことで、いろいろとやらせていただいているところでございますが、土地利用的にこのような観点で記載したらどうかという形で記載させていただいているところでございます。

(中畠委員)

何で再生可能エネルギー関連施設というのに限っているのかなというふうに思ったので、ちょっと今、お聞きしたんですけれども。

長野県の場合には、その再生エネルギー関連施設だけじゃなくて、昔から廃棄物処分場だとか、最近なんか核ごみの処理で、まあちょっと核廃棄物という言葉がきつくなるけれども、法律の基準の範囲内で出たものを、処分できるものについて、県内で処分するというようなことも問題になっている地域もあるようなので。そういうことも広く含めて考えていく。特にこの何か再生可能エネルギー関連施設というのに意味がないのであったら、そういう環境に配慮しなければいけないような公害施設というんですかね、こうしたものも含めて考えていくということも考えたほうがいいのかというふうに思ったので、ちょっとお聞きしました。

(春日部会長)

よろしいですか。今の委員のもやっぱり重要なことだと思うんですね。私の村も今、騒ぎがありますけれども、核廃棄物処理みたいなそんなような計画があり、運動を進めているところでもありますけれども。

何かコメント、事務局はありますか、いいですか。そういうものに配慮してまた検討してもらおうということでいいですか。

(地域振興課 藤森課長)

今、頂戴した意見については、今、即答するというのではなくて、そういったものについてもしっかり踏まえた上で、どういう書きぶりがいいのかというものを検討させていただきたいということで、宿題とさせていただきたいと思います。

(春日部会長)

特に、太陽光で困るのは、あそこにやっぱり雨が降ったときに、水はけする水路をきちんとつくってもらえるようにしてもらわないといけないんです。これ本当に、水が浸み込

まずに流れますので、よく農地のほうにそれが乗り上げてしまっているようなことがあって、周りがきちんとした排水対策を設置に当たってきちんとさせるということは非常に必要なことで、農業政策課ではそこら辺はよく承知していると思いますので。

私も農業委員会の委員になって、よく太陽光の土地利用でもめておりましたいろいろなことが出てまいりますけれども、やっぱりそういう災害対策を含めた部分をしっかり、書いてはありますけれども、入れておいていただくことは必要かと思います。

それでは他に何かご意見ありますか。

(野原委員)

今、これ見させていただいてですね、その基本的な計画の趣旨についての理解が足りないのか知りませんが。

例えば3ページあたりのところで「取り組むべき課題」と書いてありますが、ア、イ、ウと書いて、さっきからお話が出ているようなことも書いてあるんですが。その書いてある言葉尻ということではないんですが、「必要です」とか「必要があります」という何か第三者的なような、当事者の書く言葉ではでないような感じがします。基本計画であれば「こういうふうにする」というような書きぶりでないで、「そういう必要があります」ということをただ提案しているだけのことで基本計画になるのかなという、そんな感じが率直にしているのが一つ。

さっき春日部会長のほうから言われたように、これからの世の中というのは、背景に自然の災害というのが非常に我々のリスクとして大きな課題になっている。それも自然災害というものと、それから人為的に起こるもの、例えば家族構成が変わって農地の中に囲まれた宅地があった、そのところの人たちがどこかへ出ていってしまう。農地も荒れているし、その宅地もそのままになっている。それでは、それを再利用すればいいんだろうという簡単なことではなくて、その再利用するためにはかなり費用がかかる問題があるということなんですね。

それから、今度は防災上の問題が、結構、大きな社会問題として、今、起きているということも基本的な条件の中にきちんとうたっておくことが必要になるかなと。つまり、今までの延長線上の線ではなく、今の時期は多面的なリスクというものが、今までのリスクよりかなり多くなってきているわけですね。文明の発達によって交通量が増えれば、それに対する社会的ないろいろなリスクを踏まえて、ただどこにでも書いてある人口減少の云々というような問題ではなく、実際に起こり得るリスクをきちんとうたっておいて、それに対して、その土地利用に対してはこういうふうな考え方で行くんだという、特にそういうところに力を入れていくというところを書かないと、何か総花的にサッと流れているような感じで、見ていてもあまり、なるほどという感じにはならず、ちょっと失礼な言い方かもしれないけれども、ただ、机上の計画書みたいに感じてしょうがないんです。

それは国との関係で、こういうような書きっぷりというのが一つのお手本になっているんですか。

(春日部会長)

どうぞでしょう。

(地域振興課 石坂補佐)

特に、先ほども若干説明させていただいたところですが、7ページまでというのは、もともと国土利用計画の全国計画をもとに昨年9月に国土利用計画、県計画というのをつくったところでございます。

この書きぶりというのはその要約といいますか、その記載内容をある程度、勘案して記載をしているというような形でございますので、書きぶりの的には、その全国計画、国土利用計画の全国計画の流れでこういう記載になっているという部分ではございます。

(春日部会長)

課題認識等、やっぱり計画となると、これ計画はやはり確かにこうするんだという言い切り型でないと、やっぱりまずいんじゃないかなと。「必要があります」とかというような書き方だと、その必要だけかいというふうになってしまうと思います。やっぱり責任持って計画を立てるといふところでいけば、まずこういうことをやっていくんだというふうにして、「必要があります」というような形ではなく、まあ環境、いや、そういう情勢を適用するときはそういう、急ぐ必要があるんだという書き方でいいと思うんですけども、計画の段階のところはそういうふうにしたほうがいいというふうに思いますので、ぜひちょっと検討してみてください。

(地域振興課 石坂補佐)

若干、補足をさせていただきますと、この計画のその枠組みといいますか、流れとしましては、3ページの(2)で「取り組むべき課題」の中で、土地利用にはこういう課題がある、そういった観点で土地利用の中で進めていく必要がありますという書きぶりになっており、その4ページの(3)の「県土利用の基本方針」では、課題に対応するための、実際、どうやって進めていくのかというのを記載をさせていただくという形でございます。

例えば、(3)のアの(ア)のところでも「対応を進めます」とか「取組を進めます」というような形で、こういうことをやっていくんだというような、ちょっと書きぶりにさせていただきますという・・・

(野原委員)

今の段階では課題の認識(取り組むべき課題)の3ページのところは、やっぱり課題がこれだけありますよというところなんですね。

(地域振興課 石坂補佐)

そうですね。それに対する対応としてどう考えていくかというのは、4ページのその土地利用の基本方針で記載しているところですが、そういった仕組みにはなっているという形でございます。

(野原委員)

そうすると、表題のところでは誤解を招いちゃうんですかね。

例えば2のところは（地域類型別の）県土利用の基本方向、県土利用の基本方針というふうになるけれども、基本方針を定める場合にいろいろな条件があって、それに対して基本方針という形になれば今のことはわかるんだけれども、基本方針の中に何か並列でずっと並べられているので、それで誤解を受けるのかもしれないですね。

ですから、ちょっとそこら辺のところの状況を踏まえて、一般的には現状の把握をして、加えて特に大きな問題点はそのときにはあると、それで、それを踏まえて基本方針がという書き方をしたほうが、何か理解しやすいかもしれないですね。

（春日部会長）

そうですね、この基本計画の趣旨の下にやっぱりその課題を入れた後、この基本方針という形で、4ページ以降のところに入って来るという形にしたほうが、私としては整理がつけやすい、ちょっと検討してみてください、お願いします。

ほかに、今、防災の話もありましたけれども、そっちのほうはどうですか、野原委員さんの。私の意見ともいろいろ重複していますので、入れていただきたいという話ですね。

小口委員さん何かございましたら。行政としてちょっと、いきなりで申し訳ないんですけども。

（小口委員）

行政の立場でね、民間の力というのがやむを得ないということを知っていながら、あまり言うのは。

今、これだけ広い県土をね、こういう総論でやるならこうなっちゃうのかなというのが、今、皆さん方の立場だと思えますが。

ただ2ページの、第1の下に「土地利用の基本方針」というのがありますよね、大きい1番で。それで、その4ページに、今度は（3）の、その一個下の段階で、また県土利用の基本方針と同じ言葉が使われているんだよね。こういうのって普通ないよね、行政のあれでは。上段と下段で同じ項目というのはあるんですけど。これも国の方針に沿ってやっているなら、私が言っちゃいけないのかもしれないけど。

（春日部会長）

1という、県土利用の基本方針の（1）、（2）の・・・

（小口委員）

見ていれば、その（3）に基本方針、これも上段のものと同じだと、いいのかな。これがどうだというのは、私が準備不足でちょっとあるんでしょうけれども。

（春日部会長）

事務局のほうで。

（地域振興課 石坂補佐）

基本的にこのあたりは、先ほどの繰り返しになって恐縮ですが、国土利用計画の全国計

画なり長野県計画の記載について、ちょっと流れをくんだ上で記載はしているんですが、確かに重複感がございますので、そのあたり、もうちょっと工夫をしたいというふうに思います。

(小口委員)

体制、意味もあるんだからね、お互い。

(春日部会長)

国のほうもこうなっているんですか。特にあれなんでしょうね、国というのは自分で、国有地というのは当然あるけれども、県有地であるとか市町村所有みたいな、いろいろそのこの、えらいものになっているという、そういうことで言うとあやふやになっているんですね。

いずれにしても、国の基本方針のところから外れるわけにはいかないというところはあるんでしょうけれども、書きようを変えても法律に反しないなら別にいいんだろうけれどもね、長野県独自に、どうですか。

(地域振興課 石坂補佐)

そうですね、ちょっと確かにわかりにくい部分はございます。国土利用計画を基本とするというか、というようなところの制約もあるわけですけども。

その部分の書きぶりは、事務局の方でもう一度検討したいというふうに思います。

(春日部会長)

はい、どうぞ。

(小口委員)

すいません、自分たちも市バージョンをつくっていながら、むしろ自分で、自分で直すべきですけども。

今のところのね、この国との関係なのかな、5ページのくくりは、1、2、3が何か「都市」と「農山村」と「自然地域」ですよ。9ページからすると(1)の都市は一緒、(2)は農業地域、で(3)が森林地域で、(4)、(5)はいまいちよくわからなくて、自然公園地域と自然保全地域。これ正直に一般の県民から見たらわからないですよ。多分うちのほうでつくっていながら、本当は言っちゃいけないのかもしれないけれど、これなんなんですかね。3つを5つに分ける必然性がどこで出てきたのかわからないし、自然公園地域と自然保全地域とは、国定公園と国立公園の違いかなと思ってみたらそうでもなさそうだし。

(春日部会長)

そこはどうでしょう。

(地域振興課 石坂補佐)

9 ページ以降の都市地域ですとか農村地域ですとか森林地域、それから自然公園地域、自然保全地域というのは、それぞれ対応する個別法がございまして、都市地域というのは、ここではそういう名称にしていますが、いわゆる都市計画区域を主に指してございます。

それから農業地域というのは農業振興地域を指していて、森林地域というのは、まあ森林法でいっているところのその保安林とかそういった部分でございまして。

その(4)の自然公園というのは自然公園法に基づく自然公園、国立公園、国定公園、それから県立公園というものでございます。

(5)の自然保全地域、自然環境保全地域を言っているというような形でございまして、その9ページ以降は、それぞれ個別法がございまして、その中で、こういった規定をしているという形でございます。

(春日部会長)

よろしいですか。まあ各法律によって異なっているということでございますね。ほかに何かご意見は。

意味するのは許可づけの部分で、やっぱりわかりやすく、県民にこれからご意見を聞く部分のところがある、パブリックコメント等、また意見聴取があるということだと思っておりますので、やはり県民が一番理解しやすい表示になっていないといけないと思っておりますので、そこら辺、また配慮していただければと思います。ほかに何かご意見、ご質問があれば。

まだまだ、この地域別の土地利用基本方針のほうはこの基本方針がありますけれど、各地区からの上がってくるもので変わっていくというふうになってくると思っておりますね。この基本方針に沿ってつくってもらえけれども、東信、南信、中信、北信のところというのはもっとこう厚みを増したものになるということですよ、そこら辺をちょっと。

(地域振興課 飯島担当係長)

そうですね。県の総合計画審議会でも、ちょうど県の5か年計画の策定ということでご審議をさせていただいているところではございますけれども、その進捗に合わせまして、また、文章の方は明確にしていくのですが。

イメージといたしましては、資料4の新旧対照表の6ページ以降の左側が現計画という形で入れてありまして、東信地域、南信地域、中信地域、北信地域といった内容でそれぞれ現行計画の記載がございましてけれども、ボリューム的には大体、地域ごとに1ページぐらいになるかと思いますが、インフラの状況ですとか、農業、林業、産業といった分野の現在の状況につきまして、土地利用の観点から記載をさせていただくということになります。

いずれにいたしましても、県の総合計画と並行作業を進めてまいりたいということでございますので、今日のところは骨子案という形でお示しさせていただきましたけれども、また適宜、内容の方は詰めてまいりまして、最終的には、1地域当たり1ページほどのボリュームで記載をさせていただくということでございます。

(春日部会長)

この計画、基本計画の素案の8ページのところが、今言ったように変わってくると。東信、南信、中信、北信それぞれ県の総合計画5か年計画とあわせながら、その中での土地利用の部分がここに入ってくるという考え方の整理でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。ご意見があれば。

(野原委員)

もう一つ、ちょっと質問でよろしいですか。

最初に配っていただいた「資料2」の表とですね、それから「資料3」の中で、産業でちょっと知りたいんですが。ここにある県土利用に関する基本方針という一覧表があって、それをこちらのほうから要約したものがこの大きな表になっていると思うのですが、2番の地域類型別の県土利用の基本方針というところまではあるんですけども、この上のこの基本方針1、2、3というのとその他というのは、これはどこに、こっちとの関連になっているんですか、「資料3」と。

(春日部会長)

要は私もその部分、3つ目にそういったものがこの部分にきちんと出てくるのかという形にはなっていないなと思っているんですけども。

いわゆるまとめについて、基本方針の1、2、3、その他と、こういうふうになっている部分、これはどうこの計画、国のほうとの整合性について。

(地域振興課 石坂補佐)

この基本方針1、2、3に対応する部分でございますが、4ページの「土地利用の基本方針」の中のそれぞれ、まず基本方針の1が、アの「適切な県土管理を実現する県土利用」というものに対応いたします。

それで、基本方針の2というのがイのところに対応しています。5ページのウの「安全・安心を実現する県土利用」が基本方針の3に該当、他にエとオというような形で複合的な施策をその他で記載する形になってございます。

(春日部会長)

私どものほうからすると、民間的な考え方からいえば、基本方針が3つあるなら、基本方針がきちんとあって、それに対してこういう中身というような書き方になるので。

今、まとめのほうを見てしまうからそういうふうになっちゃったんですけども、野原委員さんが言っているのも少し、ここら辺がちょっと書きづらいと思うんですけども。

概要をそれで依頼するのを、このやつでやったときに、これ、どこに書いてあるのと、わかりやすくするとすれば、基本方針の1というようなことにしていけていないから、していけばいいだろうと思うんですが、何かどうでしょうか。

(野原委員)

特に総合計画をつくるときにですね、幾つかお話し申し上げているんですけども、結局、その言葉尻をとっつかまえてやるんだけど、その言葉の意味が違う言葉を使って別々

のところに出てきたりとかというのだけは避けないと、普通の県民の方たちにも配られるわけですね。そのときに何を言っているのか、では長野県はどういうふうになりたいのかということがわからないような計画書では計画書じゃないんじゃないですかと。

ですから、長野県は何をしたい、どういうふうになりたいんだと、そうなりたいからこういう一つ一つの施策をやるんですよという、各部局のものが入ってくるというふうにはしないとですね。最初にそういういろいろなことを、箇条書き的にずっと並べていても、ではこれをやると、では長野県としての土地利用としての基本計画というの一言で言うとは何なんですかというような形の質問が出たときにね。ちょっとこれ表を見てくださいといったのではわからないですね。

だから、その辺のところをちょっと親切に書いていかないと、従来の形の総合計画になるんじゃないかと。従来の総合計画になってしまうのであれば、私はあんなにたくさんの部数を、部数というかページ数を取るほどのものではないんじゃないかというようなことを申し上げているんですが。

まあいずれにしても、できるだけ何をしたいんだということがきちんとわかるような書き方をしていただくのが、この基本計画なり計画書なりじゃないかなというふうに思います。そんな感じを持っておりますので、その辺のところをご検討頂くようお願いいたします。我々がこうやって見ていてわからないものが、一般の方が見たら多分わからないから、では何をしたいのかというのがわからないままの総合計画が出て何か無意味になってしまうのではないかなと。

(小口委員)

従来はそれでよかったんだよね。

(野原委員)

だからいろいろありますが、総合計画をつくるのが一つの目的であって、いやそうじゃなくて、本当にこれをみんなで県民の人たちとやっていこうという、今の知事の考え方がおありになるんだから、ではそういうのであれば、それに沿ったような、僕は総合計画にすべきだと。だから、それを何か従来の延長線上のようなどころで言っているとちょっと、何かあまり必要ない、必要ないという失礼になるけれども、何かもうちょっと、何をしたいのか、どういうふうになりたいのか。

では、国はそういうような基本的な土地利用に対する基本方針があるけれども、長野県についてはこういうふうにするぐらいの考えがあってもいいような感じもしないでもないけど、それはなかなか難しいみたいな感じですけど。

(小口委員)

難しいですけど。3年かかっちゃうんです、正直いって。やはり役人は納期があってやらなければいけないので、これ直さなければいけないことを知っていながらこういうふうには、当然なことなんですけれども。

(野原委員)

そこを脱皮しないと、確かに・・・

(中畠委員)

これ、でも公文書の、結局、章だてですよ、だから・・・いやいやいや、これそうですよね。だけどやっぱり、それ一般から見ると読みにくいというのがあって・・・

(地域振興課 藤森課長)

まあ、計画自体につきましては公文書の章立てですから、括弧を合わせばいいとか、そういうふうになっていることなんです。

(中畠委員)

大体、1から始まってになると、ちょっと大事なところが埋もれてしまうというふうに、皆さんが・・・

(地域振興課 藤森課長)

それで、概要版については、できるだけポイントの部分を大きく出そうということでやったんですが、まあそれが果たしてうまくいくかどうかということでもありますので、概要版についての工夫は、もうちょっとしたいと思います。

(春日部会長)

基本計画の、やっぱり県民のものにしなければいけないという点では、工夫が必要なんじゃないでしょうかね。

(地域振興課 藤森課長)

そうですね。この後、まあ計画案になった段階ではパブリックコメントにもなりますので、県民の皆さんに見てもらいやすいものという工夫は、おっしゃるように、しっかり検討していかなければと思います。

(春日部会長)

はい、どうぞ、ほかにご意見、ご質問あれば。

(野原委員)

ちょっとしつこいようすみませんけれども、ここに、僕はこの概要というのは非常によくまとまっていてね、非常にわかりやすいなと思っているんですが。

やっぱり、ここにある、その基本の方針のところというのがこういう図のように大きくあらわれていて、そしてその下に細かい幾つかの基本方向があるんですと。そのときに常にこれを頭に入れながらその方向の、3つの方向性を確認しているんですよという、そういう意味ですよ、そうですね。だから、それを上手にあらわせれば何かいいような気はします。ただ、こっちとこっちの整合が取れないというのはちょっと何とも言えないところだから、これを何か頭のところに上手に持ってきておいて、それで何かやるよ

うなふうに。

(中畠委員)

単なる公文書、あれだとわかりにくいから概要でまたわかりやすくしたという、そういう感じですよ、結局ね。

(野原委員)

ああ、そういうことなんだ。というか、何でそんな無駄なことをするのか。

(春日部会長)

基本計画もそういうふうにしてしまっただけではいけないわけですかね。別に章立てとか、その国と同じ基準のものにしないとやっぱりだめなんですかね、そこから中身が逸脱していなければ、計画のつくり方に独自性があってもいいんじゃないんですか、そこは違うんですか。

一般からいうと、ちょっと何でもあわせてやって。

(地域振興課 石坂補佐)

内容的にかなり逸脱していなければ、書き方の工夫というのは、し得るものだというふうに思います。

そこは委員さんからご指摘をいただきましたので工夫をしてみたいと思います。

(春日部会長)

そのための委員会ですから、この委員会の皆さんがそう言っているんだから、そのところは検討してもらわないと、やっぱり。

国との整合がうまく取れないのでは困るというのはわかりますけれども、やはり県民にわかりやすくするという意味でいけば、やっぱり概要の方がわかりやすいという部分があるとすればそういう形にするし、やっぱり何を指すのかというのがやっぱり一言でうまくあらわされるような形というのは、これはね、私どももそういう方向を目指して県の委員をやっているんだという話にもなれるので、非常にいいと思いますので、その辺をまた検討してみてくださいか、ほかにどうですか。

いろんな観点からご意見をいただき、また基本的にそのつくり込みの話までちょっとさせていただくこともございまして、そこら辺も踏まえまして、長野県土地利用計画の変更にあたりまして、この意見等を入れていただきながら計画に反映させていただいて、計画案の作成等、事務局にお願いをして進めていくということによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにお願いいたしまして。

その他、事務局のほうから何か提案は。

(地域振興課 飯島担当係長)

それでは、その他ということで、今後のスケジュールにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今後の予定についてでございますけれども、計画素案の審議を年度内にあと2回程度、開催をさせていただく予定でございます。そのほか、個別の審議案件がございました場合には、適宜開催する予定としております。

次の開催時期につきましては、計画案が固まった段階で、後日、改めて調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

(春日部会長)

また日程等をなるべく早めにご連絡いただければ、また、お忙しい皆さんでもありますので、ぜひお願いをしておきたいと思っております。

では本日の議題につきましては以上でございますが、この際、委員の皆さんのほうから何かございましたら、何か。

(野原委員)

日程の問題なんですけれども、総合計画審議会に合わせて日程が合えばね、総合計画審議会の都合とこの土地利用で別々に、またこの委員の皆さんが割れちゃうということもおありになるのかもしれないけれども、できるだけ総合計画なら総合計画の日程に合わせてやっていただけると、その時間だけ延ばせばいいということなんですけれども、よろしくひとつお願いをしたいと思います。

(春日部会長)

なかなか難しいかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

そんなところでございますけれども、何か全体を通じてのご質問、ご意見あれば承りますが、よろしいですか。

それでは、ありがとうございました。予定しました議題、全て終了させていただきました。部会長の職を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

4 閉 会

(地域振興課 石坂補佐)

春日部会長さん、委員の皆様、ご審議、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の部会は閉会とさせていただきます。ありがとうございました。